

令和6年

佐賀県西部広域環境組合議会定例会会議録

第2回 開 会 : 令和6年10月29日
閉 会 : 令和6年10月29日

佐賀県西部広域環境組合議会

令和6年 佐賀県西部広域環境組合議会 第2回定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和6年10月29日					
招 集 場 所	佐賀県西部広域環境組合 管理棟 議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和6年10月29日 午後2時45分			議 長 川 内 聖 二	
	閉会	令和6年10月29日 午後3時05分			議 長 川 内 聖 二	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	桑 本 成 司	欠	12番	森 田 明 彦	出
	2番	加 藤 奈 津 実	出	13番	松 尾 佳 昭	出
	3番	前 田 邦 幸	出	14番	今 泉 藤 一 郎	欠
	4番	北 川 政 次	出	15番	水 川 一 哉	出
	5番	古 川 盛 義	出	16番	藤 瀬 都 子	出
	6番	松 尾 初 秋	欠	17番	山 田 恭 輔	出
	7番	松 尾 勝 利	出	18番	井 上 敏 文	出
	8番	中 村 和 典	出	19番	田 島 健 一	出
	9番	中 村 一 堯	出	20番	片 渕 栄 二 郎	出
	10番	村 上 大 祐	出	21番	永 淵 孝 幸	出
	11番	川 内 聖 二	出	22番	江 口 孝 二	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職指名	管 理 者	深 浦 弘 信		
	副 管 理 者	小 松 政		
	事 務 局 長	井 上 泰 志		
	事 務 局 次 長	田 中 淳		
	事 務 局 参 事	森 博 文		
	総 務 係 長	中 島 隆 二		
	事 業 2 係 長	松 本 健 児		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議 会 書 記	小 林 亜 津 子		

令和6年 佐賀県西部広域環境組合議会 第2回定例会

令和6年10月29日(火)

午後2時45分 開会

1 議員着席

2 開会・開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 議案の一括上程(管理者の提案事項に関する説明) |
| 日程第4 | 議案第4号 | 佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計決算認定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 令和6年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第7 | 報告第1号 | 令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | | 組合事務に対する一般質問 |

午後2時45分 開会

○議長(川内 聖二議員)

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日召集されました、令和6年佐賀県西部広域環境組合議会第2回定例会を開会いたします。

なお、開会前に報道関係者から取材の申し入れがなされており、これを許可しておりますのでご了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

議席番号 3番 前田 邦幸議員、

議席番号 22番 江口 孝二議員

の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日10月29日の1日間としたいと思っております。このことにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

○議長

日程第3、議案の一括上程を行います。

本日上程の議案は3件でございます。朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については、一括して提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（深浦 弘信）

本日、ここに令和6年佐賀県西部広域環境組合議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件につきましてご審議をお願いするにあたり、その提案理由及び概要をご説明申し上げます。

議案第4号「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、ごみを直接搬入される車の台数が年々増えており、この直接搬入台数を抑制すること、また、ごみ処理に係る実際の経費と手数料の乖離を是正する事を目的に、令和7年4月から一般廃棄物処理手数料を改定するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第5号「令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計決算認定について」は、地方自治法の規定により一般会計決算の議会承認をお願いするものであります。

令和5年度一般会計の決算につきましては、歳入総額が28億4,065万4,717円、歳出総額が27億7,057万6,277円で歳入歳出差引7,008万4,090円となり、翌年度へ繰り越すべき財源600円を差し引くと7,008万3,490円の黒字決算となっております。

なお、決算内容の詳細の説明資料として、「歳入歳出決算事項別明細書」、「主要な施策の成果に関する説明書」及び「歳入歳出決算審査意見書」を併せて提出いたしております。

次に、議案第6号「令和6年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第1号）について」は、歳入歳出それぞれ3,456万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億8,286万1,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、令和元年度から令和12年度まで、当クリーンセンターの運転事業者と長期包括運営事業業務委託契約を締結しておりますが、近年の物価高騰に伴い、補修費等の固定費の増加

が見込まれますので、委託料を追加するものであります。なお、長期包括運営事業業務委託料については、債務負担行為を組んでおり、新たに増額分を債務負担行為として追加しております。

また、令和5年4月から供用開始しております松浦健康増進施設について、令和5年度における運営費の不用額を施設整備基金に積み立てるものであります。

歳入につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金を増額するとともに、市町負担金については、令和5年度の清算に伴い減額するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その提案理由及び概要をご説明申し上げましたが、なにとぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長

日程第4、議案第4号「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案は、先ほど提案理由で説明がありましたので、補足説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長

日程第5、議案第5号「令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計決算認定について」を議題といたします。

本案は、先ほど提案理由で説明がありましたので、補足説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長

日程第6、議案第6号「令和6年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案は、先ほど提案理由で説明がありましたので、補足説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論はありませんので、討論を終わります。

採決を行います。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長

日程第7、報告第1号「令和5年度佐賀県西部広域環境組合一般会計継続費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑はありませんので、質疑を終わります。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

○議長

日程第8、組合事務に対する一般質問を行います。

一般質問は、3番 前田邦幸議員から通告がなされております。

前田邦幸議員の発言を許可します。前田邦幸議員。

○3番（前田 邦幸議員）

伊万里市議会の前田邦幸と申します。よろしくお願いたします。

さて、今回一点について通告しております。ごみ収集車の過積載についての質問であります。

他市でも報道されております、家庭ごみ収集運搬で過積載があっているということでもあります。そういった問題について、本来は道路交通法違反でありますけれども、ここさが西部クリーンセンターは4市5町で運営されており、広域に渡って搬入がされている現状であります。そういった中で広域で運搬されている過積載、通常パッカー車といいますけれども、その過積載によりブレーキ等の利きが悪くて追突事故があったり、そういった事故が発生しないとも考えられると思い一般質問をさせていただきます。まず初めに各市町で認可契約、委託契約をされた搬入業者による搬入時の過積載の現状についてお尋ねいたします。

○議長

事務局長。

○事務局長

議員ご質問のさが西部クリーンセンター管内における過積載でのごみ搬入の状況についてお答えいたします。

まず、さが西部クリーンセンターにごみを搬入される方を大きく分けると、4つございまして、一つ目が市町から各地区のごみ集積所に出された家庭ごみの収集運搬を委託された事業者。二つ目が家庭や事業所と直接契約をし、ごみを収集運搬する許可を市町から受けた事業者。三つ目が家庭ごみを直接持ってこられる一般の方。それから四つ目が事業系一般廃棄物を直接持ってこられる事業所となります。

このうち、委託業者と許可業者につきましては、ごみ収集車の空車重量の情報が記録されたカードを使って計量しますので、計量機にごみを積んだ状態で乗ることで、ごみを含めた総重量、総重量から空車重量を差し引いたごみ量が分かる仕組みとなっております。

しかしながら、計量システムには車検証に記載されたごみ収集車毎の最大積載量のデータまでは含まれておりませんので、計量段階で過積載かどうかの判断はできない形となっております。

では、過去において、過積載でごみが搬入されたことがあったかどうかについてであります。令和5年度昨年1年間の委託、許可業者についてごみ収集車毎のごみ搬入量と車検証に記載されている最大積載量を比較し、状況を調査いたしました。

その結果、昨年1年間の委託、許可業者による搬入回数は、4市5町で延べ31,634件ありますが、このうち、過積載での搬入は延べ105件ございました。以上でございます。

○3番（前田 邦幸議員）

今、報告がありました、過去、令和5年1年間で105件あったということでもありますけれども、その際、ルール等が設定されていませんので、その過積載でこられた業者に対してこのクリーンセンターでこういった対応をされたのか。

その時の過積載で来られた方に対して、センターとしてはその時はどういう対応をされたか。

○事務局長

お答えいたします。

過去において過積載で搬入されたかどうかについては、計量棟に持ってこられた段階ではわかりませんので、今のところ特に何かをしたという事実はございません。

○3番（前田 邦幸議員）

そうですね。まだルールが出来ていないこと、計量の特徴が如実にわかりました。

二つ目ですが今後はルールを作っていくてはならないと考えております。センターとして今後の対応、それに対する考え方についてお尋ねします。

○事務局長

議員ご質問の、今後の対応についてお答えいたします。

先ほど令和5年度中の委託、許可業者による過積載での収集運搬件数を申し上げましたが、クリーンセンターが開業した平成28年1月から現在に至るまで、ごみ収集車による交通事故は発生しておりません。

しかし、事故が無かったからよかったという訳ではなく、議員もおっしゃるように、ごみを過積載状態で運搬をすることは、道路交通法違反であり、走行が不安定になる、ハンドルの操作性が落ちるなど、重要な事故につながる恐れがある危険な行為であります。

また、市町が事業者にごみ収集運搬の委託あるいは許可を出す際には、法令順守を大原則としております。

令和3年4月に出された環境省通知では、道路交通法違反となる廃棄物の過積載など、廃棄物処理法以外の法令違反を繰り返し、行政庁からの指導等が累積することで、的確な業の遂行を期待しえないと認められる者については、廃棄物処理法第7条第4項に規定されている「その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」として、市町村長の許可取り消し要件に該当するようでございます。

したがって、今後、過積載での搬入事実が認められた場合の対応につきましては、一般廃棄物収集運搬の許可権者である市町村長に対し、組合から報告をするようルール化したいと考えております。

なお、毎年11月は過積載防止強化月間となっております。佐賀県警察本部及び、九州運輸局佐賀運輸支局のご協力により、チラシをいただきましたので、場内に看板を設置するとともに、構成市町を通じて委託、許可業者に配布するよう計画しているところでございます。以上でございます。

○3番（前田 邦幸議員）

そうですね。確実なきちんとしたルール作りをされて、4市5町の方々、市と町が許可されている訳でありますので、そういった報告をされ、ルールにのっとった指導をしていただき、あくまでも公道での過積載は道路交通法違反でありますので、そういったものを守っていただくというのを厳守するよう、市町にも各業者に指導していただき、今後安全なるクリーンセンターへの搬入を期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長

これで前田邦幸議員の一般質問を終わります。

以上で、本議会に提出されました議案の審議、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただ今までに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、令和6年佐賀県西部広域環境組合議会第2回定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午後3時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

署名議員

署名議員
